

デジタルエコノミーと税制

「違法でないものは合法」か

ITの発達によりグローバルに広がるデジタルエコノミーは、国境を超えるビジネスモデルの下、新たな経済フロンティアを広げており、国家主権の枠にとられない活動を前提としている。

一方、現代国家は、社会福祉、教育、防衛などの公共サービスを提供するとともに、それに見合う税収を国家主権の名で確保することが責務となっている。

この二つの相反するものをどうバランスさせていくのか、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）など国家の枠を超えた場で検討が行われてきた。

モノからデジタル財へ

かつて百科事典は、モノであった。筆者が幼い頃は、多くの家庭にブリタニカ、アメリカカーナなどの百科大辞典が、応接間に「飾り」として置いてあった。しかし、その後ブリタニカは訪問販売部門を廃止しCD-ROM取引に、さらに2006年からはオンラインサービスになっていく。つまり、百科事典というモノが、

デジタルコンテンツ（知的財産権）のオンラインサービスに転換したの
である。

このように、IT技術の発達は、モノをサービスに転換し容易に国境を超えることから、税制の仕組みに大きな影響を及ぼしている。モノであれば、国境を超える際に税関という課税のポイントがあった。しかし、オンラインサービスであれば税関は通らず、直接個人や事業者にサービ

スを届けることが可能になり、消費税の世界に大きな変革を迫ることになる。

また事業者は、日本に支店や子会社などを置くことなくビジネスが展開できるので、法人税の世界にも大きな影響を及ぼすことになる。日本で日本人相手に日本で仕入れた商品を販売しながら、日本国政府にはほとんど法人税を納付しないという米アマゾン・ドット・コム（以下、ア

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員
森信茂樹

もりのぶ・しげき 京大法卒。73年大蔵省（現財務省）入省、主税局総務課長、財務省財務総合政策研究所長などを経て07年から現職。著作に「税で日本はよみがえる」（日本経済新聞出版社）、「消費税、常識のウソ」（朝日新書）、「日本の税制 何が問題か」（岩波書店）など。

マゾン）のようなビジネスモデルが可能になったのである。

アマゾンのビジネスモデルと税制

アマゾンは、千葉県に100%子会社のアマゾンジャパンという巨大な配送センター（倉庫）を持ち、わが国でネット販売などのビジネスを展開している。国際課税の原則では、外国企業がある国で事業を行う場合にその所得に課税権を発動できるのは、その国に、支店や工場など課税のトツかかりとなる恒久的施設（以下、PE）を置いていることが条件となる。

一方、OECDの国際課税原則やそれを基にした日米租税条約では

「倉庫はPEには当たらない」とさ

れているので、アマゾンの倉庫はPEに当たらず、アマゾンが日本で得る事業所得は、基本的にわが国では課税されないということになる。

実際、アマゾンはわが国政府に法人税を納付していないといわれている(ただし詳細は不明)。ロジスティックを担うアマゾンジャパンは日本法人として課税されるが、アマゾンからほぼコストに見合う委託手数料をもらうだけなので、そこにもほとんど課税は生じない。

アマゾンのスキームをめぐっては、12年に20カ国・地域(G20)が租税回避ではないかという問題意識の下でOECDに検討を命じ、後述する

「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting=税源浸食と利益移転)プロジェクト」がスタートした。15年秋に公表された最終報告書(図表1)では「人為的にPEの認定を逃れることを防止するために、租税条約のPEの定義を変更する」(行動7)ことが勧告された。今後この問題は、わが国や米国を含めた租税条約の問題として議論されることになるが、具体的にどう課税するのかをめぐっては、相当の時間を要する

であろう。

ITを活用して国境を超える役務を提供するビジネスモデルは、さらに発展している。シェアリングエコノミーの発達の中で、民泊サービスや米エアビアーアンドビーやライドシェアの米ウーバー・テクノロジーズなどが展開するプラットフォーム(システム基盤)はさまざまなサービスを生み出し、今後ますます広がっていくと予想され、新たな税務上の問題を生み出す。宿泊を提供する者や運転サービスを行う者の所得情報がいかに入手するのか、課税実務が大きなチャレンジを受ける。

さらには、これらプラットフォームを提供する企業が、その中核ビジネスモデル(価値を生み出す無形資産)を低税率国やタックスヘイブン(租税回避地)に移せば、どこの国の課税権も及ばなくなり、租税そのものを回避することが可能となるという問題もある。すでにアップルやグーグルといった米国IT企業は、低税率国やタックスヘイブンに設立した関連会社が無形資産の対価である使用料を支払うことにより租税を回避するビジネスモデル「ダブルアイリッシュ・ウィズ・ダッチサン

ドイッチ」という巧妙なタックススキームを使って、タックスヘイブンにその所得を留保し租税を回避しているが、プラットフォーム企業もそれと同様のことを行い得るのである。現に、米国に本社を置くウーバーは、すでにオランダ(事実上のタックスヘイブン)に中間持ち株会社をつくらせて、そこに無形資産を移しているといわれている。

OECD・BEPSプロジェクト

このように問題が国際的に広がりがつ複雑になってくると、一国での対応では難しく、国際(OECD)レベルでの検討が必要となる。そこで、12年6月にこのような問題意識を受けて、主要8カ国(G8)やG20のイニシアチブによりOECD・BEPSプロジェクトが立ち上がり、3年の検討を経て15年9月に最終報告書が公表された。

BEPSプロジェクトの基本的な認識は「国境を超えた電子商取引の広がり等、経済のグローバル化に対し、現行の国際課税ルールが追い付いていない」というものである。とりわけ、どこの国でも課税されない二重非課税の問題や、国際的な租税

回避の問題が大きく取り上げられた。背景には、リーマン・ショック後の財政悪化や所得格差の拡大、米スタバックスの例に見られるように、一部の多国籍企業が税金を適正に支払っていないことへの社会的・政治的反発などがある。なお、このプロジェクトは、日本人の議長の下で行われ、わが国の国際貢献の実例と言える。現在各国は、この勧告に基づき、国内法の整備や租税条約の改定作業を開始しているところである。

シェアリングエコノミーの拡大と税制

インターネットを通じて配車サービスを行うウーバー、民泊のマッチングを行うエアビアーアンドビーを代表とするシェアリングエコノミーは、新たなビジネス機会を提供するものと前向きに捉えられる一方、既存の法制や規則などとの整合性が問題となっている。

税制の問題に絞ると、プラットフォームを提供する企業の問題(法人税、消費税)と、実際に労働力やサービスを提供する者の問題(所得税、消費税)の二つに分けられる。後者は、インターネットを通じて単発の仕事を受ける非正規労働

〈図表1〉「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築(実質性)

(1) 電子経済の発展への対応
電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。
※電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の課税とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。
行動1 電子経済の課税上の課題への対応 →27年度税制改正で対応済み

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立
各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。
行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 →27年度税制改正で対応済み
行動3 外国子会社合算税制の強化→法改正の要否を含め検討
行動4 利子控除制限→法改正の要否を含め検討
行動5 有害税制への対抗→既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復
伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。
行動6 条約適用の防止→租税条約の拡充(含行動15)の中で対応
行動7 人為的なPE認定回避 →租税条約の拡充(含行動15)の中で対応
行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致→法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上(透明性)

(4) 透明性の向上
多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。
行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換
行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立
行動12 タックス・プランニングの義務的開示 →法改正の要否を含め検討
行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化) →28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除(予見可能性)

(5) 法的安定性の向上
BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。
行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築→対応済み

(6) BEPSへの迅速な対応
BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。
行動15 多国間協定の開発→参加予定

(出所)財務省「『BEPSプロジェクト』を踏まえた国際課税の課題」

により成り立つ経済で、ギグ・エコノミー(gig economy)と呼ばれ、税金や社会保険料の問題だけでなく、労働規制なども問題となっているが、本稿ではプラットフォーム企業の間題を絞って取り上げることとする。ウーバーを例にとると、彼らはイ

ンターネットを通じて車を探すと運転手との仲介をするプラットフォームを提供するだけなのか、それとも、多くの運転手に仕事を与え対価を支払う点で既存のタクシース会社と同じなのか。プラットフォームを提供するだけというのであれば、低税率国やタックスヘイブンに会社を移転させるような租税回避への国際的対応(移転価格税制など)が必要となる。OECDレベルで課税当局が協力して検討(ポストBEPS)していくことも視野に入れるべきだろう。

問題は消費税(VAT)である。運転サービスには消費税が掛かるが、ウーバーは納税義務者にならないのかという問題である。また、ウーバーの運転手から受け取る手数料に対する消費税はどう課税するのかという点も問題となる。ちなみに英国では、ウーバーを通じて配車を頼んだ料金にはVATは含まれていないことが問題となっている。

消費税の問題は、民泊サービスのエアビアンドビーを例にとると、さらに複雑である。ここでは、民泊事業者(ホスト)が宿泊者(ゲスト)からもらう宿泊代金への課税ではな

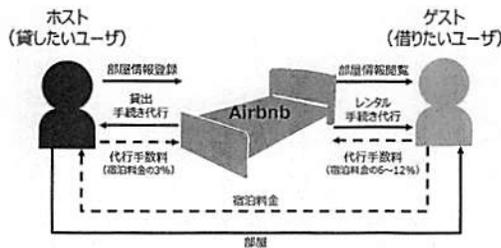
〈図表2〉国境を超える役務の提供と消費税



(出所)財務省

く、外国事業者であるエアビアンドビーがホスト、さらにはゲストから徴収する手数料の消費税の問題を取り上げたい。
わが国では、15年10月から国外事業者が国境を超えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引には、国外事業者を登録させる制度などを導入して消費税を課すこととした(図表2)。これは、適正・公平

〈図表3〉エアビーアンドビーのサービスイメージ



(出所)総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」

な課税という観点からだけではなく、国内外の事業者間での競争条件をそろえるという狙いがある。

エアビーアンドビーの場合はこれに該当し、図表3のように、ホストとゲストの双方から手数料を取る仕組みになっている。その場合には、国外事業者が行う役務の提供としてわが国に課税権を発生させ、事業者向け取引 (BtoB) ホストからの手数料) と消費者向け取引 (BtoC) ゲストからの手数料) とで課税の方法が異なる。

15年10月から、事業者向け取引 (BtoB) の場合は、リバースチャージャーという方式をとり、国内事業者(エ

アビーアンドビーの場合は、ホスト) が申告することとなった。一方、国外事業者が行う消費者向けの役務提供 (BtoC) については、国外事業者をわが国に登録させた上で、申告納税義務を課す方式を導入した。エアビーアンドビーのホームページには、ホスト、ゲスト向けに異なる納税方式がきちんと説明してある。

シェアリングエコノミーは、新たなビジネスの開拓、雇用創出のチャンスと捉えられている。また、労働者側にも、時間に拘束されることなく柔軟に労働を提供でき、働き方改革という側面があることは否定できない。そこで、シェアリングエコノミーの芽をつぶさないように、公平で効率的な課税の構築を行っていくことが必要だ。

カギ握る無形資産

このように、ITの発達したデジタルエコノミーの下で課税を考えていく際にカギを握るのは、特許権や商標権、さらにはビジネスモデルなどの無形資産の取り扱いである。グーグル、アップルなどでは、先述のダブルアイリッシュ・ウィズ・ダッチサンドイッチが問題にされた。

また、商標権や特許料などの無形資産は、ほかに比較すべき事例が見当たらないので、その価値が適正なものなのかどうか客観的に判断することは難しい。とりわけ、課税当局の持つ情報量では精密な数量化は困難を伴う。これらについては、現在もOECD租税委員会が国際的な合意に向けた検討が続いている。

わが国でも、グローバルに事業を展開する米系多国籍企業が、グループ子会社の事業を再編成することにより税負担を軽減させるタックスプランニングが増えている。コンピュータソフトウェアを販売するアドビは、これまでわが国に法人を設立し輸入販売事業を行っていたものを、ケイマン諸島やアイルランドなどのタックスヘイブンや低税率国につくった会社を通じて販売事業を行うよう事業を再編。わが国の子会社の機能をアフターサービスなどの業務に限定させることにより、日本での税負担の大幅な軽減を図った。課税当局としては、このような事業再編は自国税収の不当な脱漏につながるため、移転価格税制などのツールを用いて否認するのだが、アドビ事件では国税側が敗訴するところとなった。

このように、多国籍企業と国家の税をめぐるとは、今後ますます過熱してくる。では、わが国企業もこのような租税回避競争に巻き込まれていくのだろうか。

試される日本企業のカバナス

この点についてBEP Sは、行動8「無形資産取引に係る移転価格ルールの見直し」の中で、以下のように述べている。「無形資産は、その固有性により、独立企業間原則の適用が困難であり、開発国(価値創造の場合)から軽課税国への利益移転が行われている。これに対抗するため、将来のキャッシュフローの割引現在価値を現時点の無形資産の価値と見なすDCF (Discounted Cash Flow) 法が、実際に生じたキャッシュフローが当初の予測から大きく乖離した場合に事後的に価格を調整できる所得相応性基準の採用を勧告する」

この、所得相応性基準というのは米国が採用している方法で、無形資産を移転した後、その生み出す所得を基に、さかのぼって移転時の価格を計算し直すもので、わが国でも導入に向けての検討が始まる。

決済改革の顛末を憂う

照一隅



臆曲

おもちゃ箱をひっくり返したような、と言えば、收拾がつかない状況である。散乱したおもちゃをきちんと片付けようとすればするほど、手間がかかる。近年、わが国の金融分野では、決済改革なるものが急速に進められている。銀行振り込みの365日24時間即時決済が2018年中に開始されると聞いていたが、金融とIT技術の融合であるフィンテックを駆使した別の決済手段も導入されるという話も浮上している。

すでに始まっている決済手段で、さらに活用方法が広がる見通しになったものもある。デビットカードである。買い物などの支払いで使われ、料金は即時引き落としだ。デビットカードは米国で普及した。それは米国が小切手社会だからである。

ある夫婦がいたとする。ある日、夫が買い物をしてその支払いに小切手を切った。同日、妻も同様に小切手で支払った。預金口座は一つ。結果、夫婦が別々に切った小切手決済によって、口座の預金口座はマイナスになる。金融用語でいう「赤残」

である。放置し続けてマイナス残高が膨張した。これはマズイ。社会問題にもなった。そこで登場したのがデビットカードだった。即時引き落としだから、「赤残」になれば引き落としはストップする。要は、金融機関、利用者の両方にとっても「困った事態」の回避手段として普及した経緯がある。

デビットカードの機能の一つにキャッシュアウトがある。スーパーマーケットのレジで買い物ついでに預金を下ろしたり、預金したりできるサービスである。わが国もこのサービスを開始するらしい。そのメリットについて論じられているのが「金融機関やATMがないような地域でもスーパーに行けば、預金の預け払いができる」という説明である。果たして、店外ATMすらない地域にスーパーマーケットはあるのだろうか。ましてや、小切手社会でもないわが国でデビットカードが広く国民に普及するののか。

少なくとも、従来のデビットカードは導入各社にとって宣伝費用倒れ

と言つてよいほど普及していない。端的に言つて必要性が乏しいからである。よほどの僻地でない限り、店外ATMが設置されているATM王国である。しかも、クレジットカードは翌月支払い（引き落とし）のマンスリークリア方式には手数料も金利も付かない。すでにとても便利なのだ。

かつて、わが国ではキャッシュカードがそのままデビットカードになるサービスがあつたが、すでに有名無実化した。盗難リスクなどがあるためである。今は、キャッシュカードと別個にデビットカードが提供されている。おかげで、庶民の財布は現金ではなく各種カードで膨らんでいる。

決済改革は素晴らしい。が、やらと新種のサービスを打ち出せばよいわけではない。揚げ句の果てに、サービス開始の金融機関や店舗で利用が乏しければ、いずれ、システムや関連装置の償却を迫られるだろう。庶民にはスーパーマーケットのレジの混雑解消の方がはるかにうれしい。

幸い、わが国の伝統的な企業には、税金の否認リスクの高いアグレッシブな租税回避を積極的に行うという風土はない。米系企業が、「違法でないものは合法」と考えて、アグレッシブな租税回避をリスクを取りながら行つていくことと対照的である。しかし、経済のグローバル化やわが国企業株主の国際化、さらには株主資本利益率（ROE）経営の下で、わが国企業も経営者に、税引き後の収益率を上げることが求められ、タックスプランニングも視野に入れた経営を行う環境変化にさらされている。

しかし、英国スターバックス社の租税回避は、英国での不買運動につながった。法を犯していなければ、違法すれすれのアグレッシブな租税回避を試みる米国型経営とは一線を画すことが、日本型のコーポレートガバナンスであろう。グローバルキヤピタリズムと企業倫理、企業の社会的責任がせめぎ合う中で、日本型コーポレートガバナンスの成熟度が試されている。